

## 青少年を取り巻く社会環境整備のための自主的努力に関する基準

昭和56年京都府告示第527号  
改正 昭和60年京都府告示第 69号  
改正 平成 4年京都府告示第402号  
改正 平成17年京都府告示第420号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号。以下「条例」という。）第20条の規定による自主的努力に関する基準は、次のとおりとする。

### 第1 図書類、興行及び広告物に係る自主的努力

- 1 図書類の販売、貸付け又は閲覧若しくは視聴をさせることを業とする者は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。
  - (1) 一般の書店、コンビニエンスストア、まんが喫茶等
    - ア 青少年（18歳未満の者をいう。以下同じ。）に対しては、有害図書類を販売し、貸付け、閲覧させ、又は視聴等させることが禁止されている旨を店頭に表示する。
    - イ 有害図書類及び有害類似図書類（有害図書類に類似する図書類をいう。以下同じ。）は、店外から青少年が容易に目にすることができる場所には配置しない。
    - ウ 学校の周辺、通学路、住宅地区等日常的に青少年が活動する場所及び観光名所等修学旅行生が多数訪れる場所にある店舗では、青少年による立ち読みを防止するため、有害図書類は、包装又はひも掛けを行う。
    - エ 従業員に対し、青少年に有害図書類を販売しない等条例の趣旨を徹底するよう教育及び研修に努める。
  - (2) 有害図書類販売専門店
    - ア 専ら有害図書類を販売する店にあつては、店頭で青少年の立入りを断る旨の表示をし、青少年を立ち入らせない。
    - イ 店外における刺激的な広告は行わない。
- 2 興行を主催する者は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。

有害興行を行う場合は、店外での当該興行のポスター、スチール写真等による刺激的宣伝を行わない。
- 3 広告物の広告主又は管理者は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。

青少年の健全な成長を阻害するおそれのある広告物は、できる限り文字化し、学校の周辺、通学路、住宅地区等日常的に青少年の目に触れる場所及び観光名所等修学旅行生が多数訪れる場所には設置しない。

### 第2 がん具刃物類に係る自主的努力

- がん具刃物類の販売を業とする者は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。
- (1) 他の商品とともに性具等の青少年の性的感情を著しく刺激する有害がん具を販売する店にあつては、成人コーナーを設ける等他の商品と区別し、

青少年の目に触れないよう管理するとともに、成人コーナーであることを表示するために必要な標識を掲出する。

- (2) 一般のがん具店（がん具類の販売を行う百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等を含む。）にあつては、人の生命・身体・財産に危害を及ぼす等のおそれのある有害がん具類は、他の商品と区別し、店内の容易に監視できる場所に陳列し、施錠できるケースに収める等特に管理を厳重にする。
- (3) 青少年に対し、有害がん具刃物類を販売しない旨を店頭に表示する。
- (4) 従業員に対し、青少年に有害がん具刃物類を販売しない等条例の趣旨を徹底するよう教育及び研修に努める。

### 第3 自動販売機等に係る自主的努力

自動販売等業者及び自動販売機等管理者は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。

- (1) 自動販売等業者
  - ア 有害類似図書類を収納する自動販売機等は、通学路、住宅地区等日常的に青少年の目に触れる場所及び観光名所等修学旅行生が多数訪れる場所には設置しない。
  - イ 有害類似図書類が青少年の目に触れないよう、自動販売機等の外側から収納物が見えないよう必要な措置を講じる。
  - ウ 自動販売機等管理者に対し、(2)に定める事項が徹底されるよう努める。
- (2) 自動販売機等管理者
  - ア 有害図書類及び有害類似図書類が収納されないよう定期的な点検を行う。
  - イ 設置場所及びその周辺の良い環境の維持に努め、地元住民から苦情等の連絡があった場合は、直ちに必要な対応を行う。

### 第4 質受け及び買受け等に係る自主的努力

- 1 質屋は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。

青少年から物品を質に取らない旨を店頭に表示する。
- 2 古物商は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。

青少年から古物の買受け等を行わない旨を店頭に表示する。ただし、保護者の委託を受け、又は同意を得た青少年からの買受け等については、次の事項を徹底して買い受けるものとする。

  - (1) 書面や電話等により、委託又は同意の有無を確認する。
  - (2) 同一のものは、1回に2点以上買受け等を行わない。
  - (3) 買受け等の記録（氏名、物品等）を保管し、管理するよう努める。

### 第5 自動車類等に係る自主的努力

自動車類（自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）等の関係業者は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。

- (1) 自動車類の販売を業とする者

青少年に自動車類を販売する場合には、必ず運転免許証の提示を求めるとともに、在学生については学校長の同意書を、それ以外の青少年につい

- ては保護者の同意書を提出させる。また、その旨を店頭に表示する。
- (2) 自動車類の部品の販売を業とする者  
いわゆる集団暴走行為に使用されるおそれのある部品は、販売しないと  
ともに、その旨を店頭に表示する。
  - (3) 自動車類の燃料の販売を業とする者  
いわゆる集団暴走行為に使用されるおそれがあると判断される場合に  
は、燃料の販売を断るとともに、その旨を店頭に表示する。
  - (4) 自動車類の分解整備を業とする者  
いわゆる集団暴走行為に使用されるおそれのある車両改造又は修理には  
応じないとともに、その旨を店頭に表示する。

## 第6 深夜営業に係る自主的努力

深夜に営業を営む者は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。

- 1 飲酒、喫煙等青少年の健全な成長を阻害する行為が行われぬよう定期的に店舗・敷地内の巡回を行う。
- 2 従業員に対し、深夜、敷地内の青少年に帰宅を促す等条例の趣旨を徹底するよう教育及び研修に努める。
- 3 条例の趣旨を踏まえ、深夜、青少年に対し、積極的な声掛けを行い、保護及び善導に努める。
- 4 業種別の深夜営業者の自主的努力
  - (1) カラオケボックス（スタジオ）  
密室状態にならないようにするため、内側から鍵がかからないようにするとともに、大きな窓を設置する等、外から室内の状況把握ができる施設構造とする。
  - (2) まんが喫茶、インターネットカフェ  
客席に仕切りを設けて周囲を囲う場合は、密室状態にならないよう、内部の見通しを確保する。
  - (3) その他の深夜営業者（ファミリーレストラン、コンビニエンスストア等）  
青少年に対し、深夜、帰宅を促す趣旨の表示等を行う。

## 第7 インターネットに係る自主的努力

インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、次のような自主的努力を行うものとする。

- 1 インターネットカフェ、図書館等の自主的努力
  - (1) フィルタリングソフトを利用した青少年のための専用パソコンを設置するなど、有害情報の閲覧、書込みの防止に努める。
  - (2) 青少年の利用状況に応じて見回りを行う。
  - (3) 青少年が有害情報に接続してはならない旨の表示を行う。
- 2 家電販売店、携帯電話ショップ等の自主的努力
  - (1) 保護者及び青少年に対し、フィルタリングの方法の紹介を行う。
  - (2) 保護者及び青少年に対し、有害な勧誘メールや出会い系サイトへの接続について注意を促す。